

議員提出議案第 29 号

富山県適正農業規範に基づく農業推進条例制定の件

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第 112 条及び会議規則第 14 条第 1 項の規定により提案理由を付け提出します。

平成 22 年 11 月 26 日

富山県議会議長 鹿 熊 正 一 殿

提出者	富山県議会議員	横 田 安 弘
	富山県議会議員	米 原 蕃
	富山県議会議員	四 方 正 治
	富山県議会議員	坂 田 光 文
	富山県議会議員	山 辺 美 嗣
	富山県議会議員	上 田 英 俊
	富山県議会議員	宮 本 光 明
賛成者	富山県議会議員	江 西 甚 昇
	富山県議会議員	菅 沢 裕 明
	富山県議会議員	湊 谷 道 夫
	富山県議会議員	島 田 一
	富山県議会議員	火 爪 弘 子

富山県適正農業規範に基づく農業推進条例

近年、食の安全に不安を与える事件が相次いで発生し、食の安全に対する国民の意識が急速に高まっている。また、食料供給の確保と農家の所得向上を図るため、肥料、農薬の使用等による農業の合理化、集約化が進められてきたが、その一方において、農地の余剰な養分や農薬の残留等による環境への影響が懸念され始めている。

こうした中、本県農業は、豊かな自然と恵まれた水環境を活用し、農業者の優れた技術とたゆみない努力によって水稻の生産を中心に発展してきたが、このような社会情勢の変化に伴って、なお一層の消費者の信頼向上と農業生産活動に伴う環境への負荷の低減がいま求められている。また、将来にわたって安全で高品質な農産物を生産するためには、土壌、水等の清らかな農業環境を守り、子々孫々に引き継いでいくことが不可欠である。

このため、農業生産活動において、安全な農産物を生産し、環境を保全し、及び農業者の安全を確保するために必要とされる具体的な取組等を「適正農業規範」として定めることにより、すべての農業者がこれに対する認識を深め、共有するとともに、各々が自らの農業生産活動を見直し、改善を図る等適正農業規範に基づく農業を推進していくことが必要である。

ここに、農業者の積極的な取組並びに県、市町村及び農業に関する団体の相互の連携の下に、適正農業規範に基づく農業を推進し、もって地域の食料自給率の向上を図るとともに、本県が農産物の安全性と品質、環境との調和に優れた産地として県内外からの信頼を集め、その地位を確立し、本県農業が更なる発展を遂げるため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、農業者による適正な農業生産活動を推進することにより、安全な農産物を生産し、環境を保全し、及び農業者の安全を確保し、もって農業に対する県民の信頼の向上に資するとともに、本県農業の持続的な発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めると

ころによる。

- (1) 農業者 農業生産活動を行う者をいう。
- (2) 農業生産活動 農産物の栽培、収穫、集荷及び市場、販売所等へ出荷するための保管等を行うことをいう。
- (3) 農産物 米、麦類、豆類、いも類、野菜、果実、花き等をいう。

(適正農業規範の策定)

第3条 知事は、農業者が農業生産活動において安全な農産物を生産し、環境を保全し、及び農業者の安全を確保するために必要とされる取組に関する規範（以下「適正農業規範」という。）を定めるものとする。

2 知事は、適正農業規範を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(適正農業規範の内容)

第4条 適正農業規範は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 土壌、水、肥料、農薬、施設、設備等の適正な管理及び使用に関する事項
 - (2) 収穫後の農産物の適正な管理に関する事項
 - (3) その他必要な事項
- 2 適正農業規範は、農薬取締法（昭和23年法律第82号）、食品衛生法（昭和22年法律第233号）その他の法令、国又は国際機関が定めた指針、科学的知見等を基本として定めるものとする。
- 3 適正農業規範は、自然条件、農業形態等本県の特性に応じて定めるものとする。
- 4 知事は、適正農業規範を定めるに当たっては、農業生産活動における具体的な実践方法を、その必要性とともにできるだけ分かりやすく示すよう配慮するものとする。

(農業者等の意見の反映)

第5条 知事は、適正農業規範を定めるに当たっては、あらかじめ、農業者、消費者その他関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

2 前項の規定は、適正農業規範の変更について準用する。

(農業者等の責務)

第6条 農業者は、適正農業規範に基づく農業生産活動の実践に取り組むよう努め

るものとする。

2 農業者のために農業の経営及び技術の向上に関する指導を行う者は、適正農業規範に基づいてその指導を行うよう努めるものとする。

(県民の責務)

第7条 県民は、安全な農産物を生産し、及び環境を保全するための農業者の取組に対する理解を深め、適正農業規範に基づく農業生産活動の実践により県内で生産された農産物の消費の増進に努めるものとする。

(県の責務)

第8条 県は、適正農業規範に基づく農業生産活動の普及を図るため、次に掲げる施策を総合的に推進するものとする。

- (1) 適正農業規範に対する農業者の理解を深めるための啓発
- (2) 市町村及び農業に関する団体と連携した推進体制の整備
- (3) 適正農業規範に基づく農業生産活動の実践について技術的指導を行う人材の育成
- (4) 適正農業規範に基づく農業生産活動の実践に取り組む農業者に対する支援
- (5) 安全な農産物を生産し、及び環境を保全するための農業者の取組に対する県民の理解を深めるための啓発
- (6) 適正農業規範に基づく農業生産活動の実践により県内で生産された農産物の消費の増進を図る施策
- (7) 適正農業規範に定める内容に関する調査研究
- (8) その他必要な施策

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第6条の規定は、平成24年4月1日から施行する。

提 案 理 由

近年、食の安全に不安を与える事件が相次いで発生し、食の安全に対する国民の意識が急速に高まり、また、農地の余剰な養分や農薬の残留等による環境への影響が懸念され始めていることから、農業者による適正な農業生産活動を推進することにより、安全な農産物を生産し、環境を保全し、及び農業者の安全を確保し、もって農業に対する県民の信頼の向上に資するとともに、本県農業の持続的な発展に寄与するもの。